

設置しなければならない場所は？

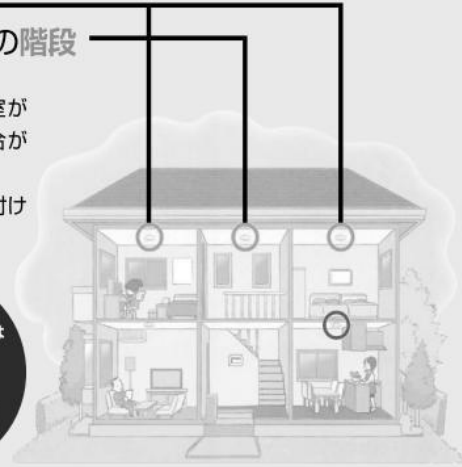
- ①全ての寝室
- ②2階に寝室がある場合、2階の階段

その他、3階建ての場合や1つの階に居室が5つ以上ある場合も設置が必要になる場合があります。

消防法令により、寝室や階段に設置が義務付けられているのは、「煙式」の警報器です。



徳島県では台所には設置義務はありませんが、熱式の警報器をつけておくことをお薦めします。

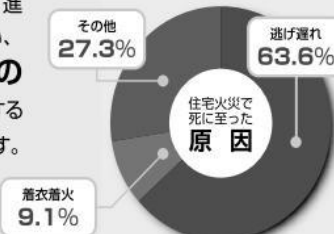


なぜ必要なの？

自分自身はもちろん大切な家族を住宅火災から守るためです。火災を早期に発見することで、初期消火や通報等の行動が早まり

近隣への延焼被害も軽減します。

住宅火災の死亡の原因として「逃げ遅れ」の割合が非常に高くなっています。さらに、住宅火災の死者の約8割が「65歳以上の高齢者」であり、今後も高齢化が進展していくに伴い、さらに高齢者の被害が増加することが危惧されます。



(徳島県：平成26年中(概数) 放火自殺者を除く)

助かった事例

午前3時ごろ、徳島市の住宅で出火。就寝中の夫妻は、住宅用火災警報器の音に気づいて無事に逃げ出せた。

最初は、約半年前に階段の上に付けた火災警報器の音とはわからなかった。オール電化だから火事はないと思っていたが、台所の扉からの煙を見てびっくり。急いで2階の主人に知らせると、主人はベランダからとなりの納屋に逃げました。家は、全焼したけれど、火災警報器がなかったら、助かってなかったと思います。

本当に火災警報器のおかげです。
※今は「火事です。」と音声が出ます。



悪質訪問販売に注意！

市町村職員や消防職員が販売に伺うことはありません。少しでもあやしいと感じたら、すぐ返事をしないようにしましょう。

ご相談は徳島県消費者情報センターへ

平日 9:00～18:00 (水曜を除く) 電話番号 088-623-0110
土・日 9:00～16:00 URL : <http://www.pref.tokushima.jp/shohi>
休所日 水曜・祝日・年末年始



徳島県婦人防火クラブ連合会

事務局 (徳島県危機管理部消防保安課 TEL:088-621-2284)

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは上記事務局またはお近くの消防署、市町村へ
◇徳島県では約7千人の婦人防火クラブ員が防火啓発活動に取り組んでいます◇